

玩具などを販売される方々へ

- 1 静岡県では「静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例」(昭和36年静岡県条例第55号)により、青少年(18歳未満)の健全育成に努めています。
- 2 この条例では、青少年に有害と思われる玩具や器具を指定し、青少年に販売(貸付けを含む)することを禁止しています。
- 3 従業員の違反行為については、従業員を罰すると同時に、営業者も罰せられます。従業員には、十分にこのことを知らせてください。
- 4 有害玩具類等を陳列するときは、他の玩具類等と区分し、店内の容易に監視することができる場所に置かなければならないことを義務付けるとともに、当該有害玩具類等を青少年が購入等できない旨の掲示をしなければならないことを定めています。
- 5 有害玩具類等に指定されていなくても、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある玩具類等(不健全玩具類等)を販売等するときは、有害玩具類等と同様の取扱い(青少年に販売等しない、陳列場所の区分、青少年が購入等できない旨の掲示)をするよう努めることを義務付けています。
- 6 静岡県が有害指定した主な玩具や器具は下図のとおりです。その他、いわゆる大人のおもちゃのうち電動式自慰器具も、有害玩具類等に指定されています。
(レーザーポインターなど携帯用レーザー応用装置の販売には、消費生活用製品安全法による規制がありますので取扱いに注意してください。)



(従業員の見やすいところにはってください)

◆玩具銃

バネ式、空気式、ガス式玩具銃で、発射された弾丸の有するエネルギーが銃口から50cmの距離で0.07kgf・m/c㎡(0.686J/c㎡)以上のもの
〔市販の6mm BB弾を使用して銃口から50cmの距離で新聞紙7枚以上を貫通する威力〕

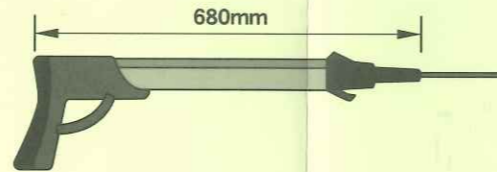


◆水中銃

・「ベンチュラ」SG-502

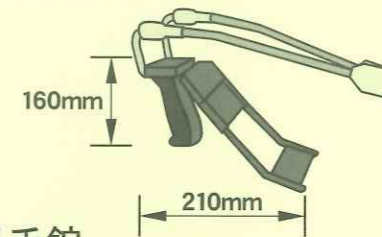


・「エバーフレッシュマン No.2」など



◆スリングショット

「ファルコンⅡ」



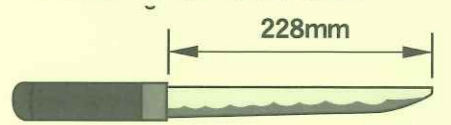
◆玩具手錠



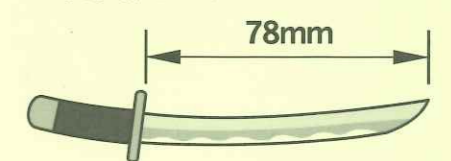
◆日本刀(玩具)



◆あいくち(玩具用)

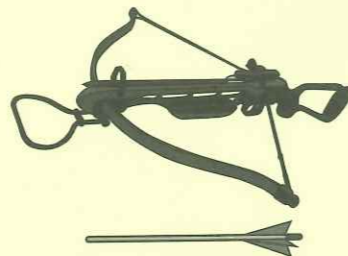


◆玩具用小刀



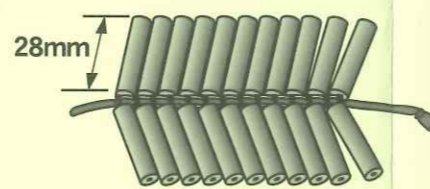
◆クロスボウ(銃砲型近代洋弓)

洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで矢を発射させるようになっているもの
発射された矢の有するエネルギーが、装てん時の先端から50cmの距離で0.07kgf・m/c㎡(0.686J/c㎡)以上のもの

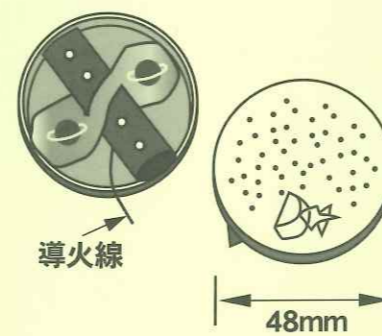


◆玩具花火

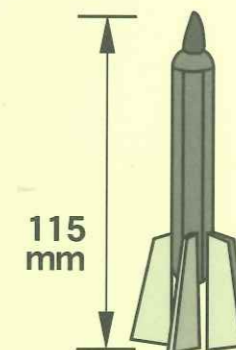
・「金鹿紅炮」



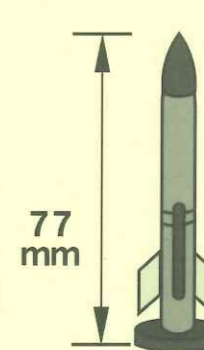
・「人工衛星」



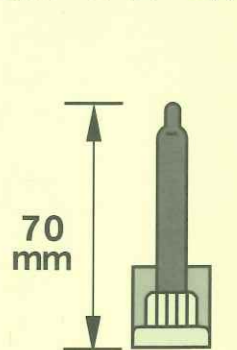
・「飛行員」



・「呵虹」



・「ホイッスリング・ムーンロケット」
又は「ムーンジェッター」



◆バタフライナイフ

柄がさやを兼ねる折り込み式であって、柄が二つに分かれて、刃体を両側の柄で挟むように収納することができるもの



◆特殊警棒

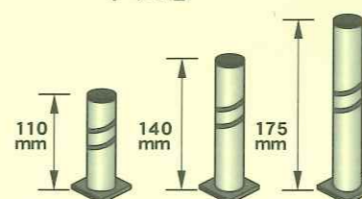
金属性の伸縮式護身具で、通常は握りの部分に突出部が収納され、使用に際し筒状の先端から突出部が飛び出す構造のもの



・「空中彩珠」



・「傘灯」



詳しくは、静岡県教育委員会社会教育課までお問い合わせください。
担当：青少年育成班 電話：054-221-3313